

第23回 肝臓病教室
平成26年12月12日(金)
病院5階講堂

肝炎治療医療費助成制度について

大阪市立大学医学部附属病院
患者支援課 守島 健太郎

肝炎治療に関する

医療費助成制度があること

をご存知ですか？

制度の目的

- 肝炎が**国内最大級の感染症**であること
- 治療によって、その後の肝硬変や肝がんといった**重篤な病態への進行を防止**することができること
- 肝炎治療に係る医療費が高額であるため、医療費助成により**患者の負担軽減**を図ること

助成の対象となる治療

B型肝炎に対する治療

- ① インターフェロン 又は ペグインターフェロン単剤
- ② 核酸アナログ製剤

助成の対象となる治療

C型肝炎に対する治療

- ① インターフェロン 又は ペグインターフェロン単剤
- ② インターフェロン 又は
ペグインターフェロン + リバビリンの併用
- ③ ペグインターフェロン + リバビルン
+ プロテアーゼ阻害剤
(テラプレビル/シメプレビル)の3剤併用
- ④ インターフェロンフリー治療
(ダクラタスビル/アスナプレビル)の2剤併用

月額自己負担限度額

世帯全員の市町村民税 (所得割) 課税年額の合計額	自己負担限度額 (月額)
235, 000円以上	20, 000円
235, 000円未満	10, 000円

助成制度申請の流れ

- ①治療内容の決定
- ②申請書類を準備する（保健所、医療機関）。
- ③申請書類を保健所へ提出する。
- ④審査（約1～2ヶ月）
- ⑤保健所から受給者証が交付される。

受給者証 見本

[illegible]

* インターフェロン治療は黄色

* 核酸アナログ製剤治療は水色

申請に必要な書類

- ① 交付申請書
- ② 医師の診断書
- ③ 住民票の写し
- ④ 世帯全員の市町村民課税(非課税)証明書
- ⑤ 健康保険証の写し

申請に必要な書類

① 交付申請書

- ・治療内容により様式が異なるので注意！
- ・保健所に用意されています。
- ・大阪府はHPからダウンロードできます。
(大阪府HP「肝炎治療医療費助成」のページ)

申請に必要な書類

② 医師の診断書

- 治療内容により様式が異なるので注意！
- 様式については医師に相談ください。
- 保健所に用意されています。
- 大阪府はHPからダウンロードできます。
- 診断書の発行には料金がかかります。

申請に必要な書類

③ 住民票の写し

- 世帯全員（続柄を含む）が記載されているもの
- 6カ月以内に交付されたもの
- 外国人の方は、
外国人登録原票記載事項証明書

申請に必要な書類

④ 世帯全員の市町村民課税(非課税)証明書

- 申請時期が1月～6月の場合
→ 前々年所得(前年度課税)
- 申請時期が7月～12月の場合
→ 前年所得(当該年度課税)

⑤ 健康保険証の写し

助成期間

保健所へ申請した月の初日から1年以内

(例) 治療期間が48週で12月12日に保健所へ申請して承認された場合

→ 12月1日から翌年11月30日までが助成期間です。

償還請求について

医療費助成を申請して、承認されるまでに
支払った医療費が医療費助成の限度額を
超えた場合は、申請日に遡って差額を請求※
することができます。

※別途必要書類による手続きが必要です。

償還請求について②

加入している健康保険から支給される
高額療養費に該当する自己負担額は保健所
からは返還されません。

高額療養費の申請については、加入されて
いる**健康保険団体**にお問合せください。

償還請求と高額療養費の例

70歳未満で高額療養費区分が「一般」の場合の方

医療費助成を申請して、承認されるまでに支払った
1か月のインターフェロン治療費が15万円

10,000円	72,430円	67,570円
	都道府県から返還 (都道府県に請求)	加入している健康保険から給付 (都道府県からは返還されません)
肝炎医療費助成の 自己負担限度額		高額療養費の 自己負担限度額

※ 高額療養費の限度額や申請方法については加入されている健康保険にお問合せください。

助成期間の延長・更新

助成期間内で治療が完了しなかった場合、一定の要件に該当する方は助成期間を延長・更新することができます。

- ・インターフェロン治療 → 2ヶ月延長、6カ月延長
- ・核酸アナログ製剤治療 → 期間更新

よくあるQ & A

Q 肝炎治療のために入院した場合の食費や居住費は助成の対象になりますか？

A 入院の食費や住居費は助成の対象となりません。

その他のQ & A

→別紙配布資料をご参照ください。

お問合せ機関、参考HP等

○大阪府 健康づくり課 疾病対策グループ

大阪府中央区大手前2-1-22 TEL 06-6941-0351

○大阪府HP「肝炎治療医療費助成」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kanen/>

○肝炎情報センター

<http://www.kanen.ncgm.go.jp/index.html>

○厚生労働省 肝炎総合対策の推進

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/>

当院医療相談窓口

- 時間 平日9時～17時15分
- 場所 病院1階①②番窓口

医療費・保険制度など、
お気軽にご相談ください。

医療相談 ① ② 窓口



ご清聴有難うございました。